

平成29年第2回臨時会

斑鳩町議会会議録

平成29年5月8日

午前9時45分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	真弓啓	局長補佐	大塚美季
--------	-----	------	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	面巻昭男
総務部次長	谷口智子	総務課長	仲村佳真
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	黒崎益範
健康福祉部次長	加藤恵三	健康対策課長	北典子
生活環境部長	植村俊彦	環境対策課長	栗本公生
住民課長	浦野歩実	都市建設部長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
下水道課長	寺田良信	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	中原潤
生涯学習課参事	井上貴至		

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 議案第18号 斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（斑鳩まほろば宣言・斑鳩まほろば行動宣言）の制定について
- 日 程 4. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 5. 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 6. 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 7. 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 8. 承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）
- 日 程 9. 報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）
- 日 程10. 常任委員会委員の選任について
- 日 程11. 議会運営委員会委員の選任について
- 日 程12. 議長報告について
- （1）常任委員会正副委員長互選結果について
- （2）議会運営委員会正副委員長互選結果について
- 追加日程1. 議長辞職許可について
- 追加日程2. 議長選挙について
- 追加日程3. 副議長選挙について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時45分 開会)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、平成29年第2回斑鳩町議会臨時会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成29年第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には、お繰り合わせの上ご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素から、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申しあげる次第でございます。

平成29年度も既に1か月余りが経過いたしました。4月1日付で職員の人事異動を行い、新たな体制の中で、職員ともども一丸となって、創意工夫を凝らしながら諸事業の早期実施に積極的に取り組んでいるところであります。

さて、本臨時会には、斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（斑鳩まほろば宣言・斑鳩まほろば行動宣言）の制定についてなど9議案を付議させていただいております。何とぞ温かいご審議を賜りまして、全て原案どおり承認賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単でございますけれども招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ただいまから、議事に入ります。

本臨時会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。よって、これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1．会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名いたします。

本臨時会の会議録署名議員には、12番、木澤議員、13番、奥村議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

次に、日程2．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程3. 議案第18号 斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言(斑鳩まほろば宣言・斑鳩まほろば行動宣言)の制定について、日程4. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)、日程5. 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)、日程6. 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)、日程7. 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)、日程8. 承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)、日程9. 報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)、以上7議案を一括上程いたします。

町長から、本臨時会に付議されました7議案について、総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長(小城利重君) それでは、本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、議案第18号 斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言(斑鳩まほろば宣言・斑鳩まほろば行動宣言)の制定についてであります。

聖徳太子ゆかりのまち、世界最古の木造建築物法隆寺のあるまち斑鳩から、限りある資源を大切に暮らす、もったいないの心を全世界に発信することを目的として、ごみを燃やさない、埋め立てないまちを目指すゼロ・ウェイスト宣言を行うことについて、議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その内容は、斑鳩まほろば宣言として、次世代を担う子どもたちのため、そして未来の地球環境、未来の斑鳩のために、ごみを資源として最大限活用することにより、焼却や埋め立てに頼らないごみ処理を推進するという町の基本姿勢を明確化するとともに、斑鳩まほろば行動宣言として、ゼロ・ウェイストを実現するための具体的な行動内容を示したものであります。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）であります。

平成29年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることになり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、個人町民税では、事業所得及び長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長、固定資産税では、課税標準の特例措置等に関する規定の整備、軽自動車税では、グリーン化特例の延長及び不正行為があった場合の賦課徴収の特例に関する規定等について、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。

さきの承認第1号と同様に、地方税法等の一部改正により本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、都市計画税の課税標準の特例措置に関する規定等について、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることになり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、国民健康保険税の均等割及び平等割の5割軽減、2割軽減の対象を判定する所得の基準額を引き上げるものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）であります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成2

9年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることになり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、損害補償基礎額の加算額について改定を行ったものであります。

次に、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）であります。

歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正する補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、職員の退職に伴う職員退職手当負担金3,914万5,000円の増額及びその財源として同額を予備費から充当したものであります。

次に、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ130万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ90億130万7,000円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について、平成29年4月19日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

その内容といたしましては、消防団員の退職に伴う消防団員退職報償金の受け入れ及び支給に要する費用となります。

以上をもちまして、提案をいたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これより、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程3．議案第18号 斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（斑鳩まほろば宣言・斑鳩まほろば行動宣言）の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村生活環境部長。

○生活環境部長(植村俊彦君) それでは、議案第18号 斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言(斑鳩まほろば宣言・斑鳩まほろば行動宣言)の制定についてでございます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第18号

斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言(斑鳩まほろば宣言・
斑鳩まほろば行動宣言)の制定について

標記について、議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成29年5月8日 提出

斑鳩町長 小城 利重

本宣言につきましては、ごみ処理施設を持たない町、ごみ処理の大部分を他方に委ねている町の責務として、焼却や埋め立てによらないごみ処理を推進する町の基本姿勢を明確にするために宣言を制定するものでございます。

この宣言は、町の決意を表明する斑鳩まほろば宣言と、その決意に基づき具体的な行動内容を明らかにする斑鳩まほろば行動宣言により構成され、その総称として、斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言といたしているところでございます。

それでは、次のページからの宣言につきまして、朗読をもって説明とさせていただきますと存じます。

斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言

1. 斑鳩まほろば宣言

「斑鳩」からはじめる、ひろげる、そして未来へつなぐ。

聖徳太子ゆかりのまち、世界最古の木造建築物「法隆寺」のあるまち「斑鳩」から、限りある資源を大切に暮らす、「もったいないの心」を全世界に発信することにより、焼却処分に軸足を置くごみ政策の抜本的転換を促します。

脱焼却、脱埋立てを町の決意宣言として、広く町内外に公表、周知することは、現在、他の様々な地域でごみ・資源物の処理を行う、焼却施設を持たない町の責務であります。

斑鳩町は、現在（いま）を大切にしながら、次世代を担うこどもたちのため、そして未来の地球環境、未来の「斑鳩」のため、脱焼却・脱埋立てをめざすことをここに決意し、「斑鳩まほろば宣言」を行います。

(1) 私たち「斑鳩」は、世界文化遺産のあるまちの責務として、限りある資源を大切に
する暮らしを次の世代に引き継ぎます。

(2) 私たち「斑鳩」は、ごみは資源として活用することに最大限努力し、平成39年
度（2027年度）までにごみを燃やさない、埋め立てない町をめざします。

(3) 私たち「斑鳩」は、聖徳太子の「和」の精神を尊び、同じ志を持つ世界中の人々
と手をつなぎ、ゼロ・ウェイストの輪をひろげます。

2. 斑鳩まほろば行動宣言

(1) 次世代を担うこどもたちへの教育の充実

次世代を担うこどもたちが限りある資源を大切にする「もったいないの心」を
育む教育を充実させます。

(2) 2Rの推進によるごみを発生させない仕組みづくり

2R（リデュース＜ごみを出さない・発生抑制＞、リユース＜繰り返し使う・
再使用＞）を推進し、ごみを発生させない仕組みづくりに努めます。

(3) 生ごみ全量資源化及び新たな資源化の推進

生ごみ全量資源化に向けた取り組みを推進し、紙おむつの資源化など新たな取
り組みの実現に向けて最大限の努力をします。

(4) ごみ処理費用の削減

収集体制や処理方法の見直しにより、ごみ処理経費のさらなる削減に努めます。

(5) 町ぐるみによる取り組みの推進

ごみを燃やさない、埋め立てないまち「ゼロ・ウェイスト」の実現のため、住
民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進します。

また、関心の低い人などへの周知啓発を行い、意識の向上を図ります。

さらに、高齢者や子育て世帯などにも配慮した取り組みを推進します。

(6) ごみの発生抑制やポイ捨て、不法投棄の防止につながる法制度の整備などに向け
た働きかけの推進

拡大生産者責任の徹底や容器包装のデポジット制度導入など、ごみの発生抑制

やポイ捨て、不法投棄の防止につながる法制度の整備や取り組みの推進を国・関係機関、事業者などに働きかけます。

(7) ゼロ・ウェイストの輪をひろげる取り組みの推進

ごみを燃やさない、埋め立てないまち「ゼロ・ウェイスト」の輪を、県内外の他自治体にひろげるとともに、観光客へのPR、発信などにより、多くの人に「ゼロ・ウェイスト」の考え方を周知し、ひろげます。

以上で、朗読は終わらせていただきますが、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第18号に関する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第18号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、満場一致で可決いたされました。

次に、日程4. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）につきまして、説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

承認第 1 号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成 29 年 5 月 8 日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読をさせていただきます。

斑専第 1 号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

斑鳩町長 小城 利重

それでは、本条例の改正内容につきまして、この議案書の要旨に沿いましてご説明申しあげたいと存じます。

議案書の末尾から 2 枚目の要旨をごらんください。

平成 29 年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成 29 年 3 月 31 日公布、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例について速やかに整備する必要があったことから、専決処分をさせていただいたものであります。

主な改正の内容であります。

初めに、(1) 個人町民税に関する改定であります。

①肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、その適用期限を平成 33 年度まで 3 年間の延長、また、②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例については、その適用期限を平成 32 年度まで 3 年延長する改正を行ったものであります。

続きまして、(2) 固定資産税に関する改正であります。

まず、①震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産に係る課税標準の特例と

して、当該震災等に際し被災者生活再建支援法が適用された場合において、震災等の発生した年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得された償却資産に係る固定資産税について、最初の4年度間、課税標準を2分の1とするものであります。

次に、②家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例割合の規定であります。地方税法で2分の1と定められていた家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または定員5人以下の事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合について、市町村の条例で定めることとされたことに伴い、町税条例において当該特例割合を2分の1と規定するものであります。

裏面にお移りいただきまして、③被災住宅用地に係る特例措置の拡充に伴う申告に関する規定の整備であります。震災等により家屋が損壊等した被災市街地復興推進地域内に存する土地を住宅用地とみなす措置について、被災年度の翌年度から現行の2年度間が4年度間に拡充されたことに伴い、当該被災住宅用地に係る申告に関する規定を定めるものであります。

次に、④企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例であります。平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税について、引き続き当該政府の補助を受けている場合に限り、補助開始日から5年度間、課税標準を2分の1とするものであります。

次に、⑤市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例であります。都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成31年3月31日までの間に設置した市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税について、設置から3年度間、課税標準を3分の2とするものであります。

次に、⑥耐震改修・省エネ改修が行われた住宅に係る減額措置の拡充に伴う申告に関する規定の整備であります。耐震改修または省エネ改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについて、現行、耐震改修が2分の1、省エネ改修は3分の1である固定資産税の減額措置が3分の2に拡充されたことに伴い、当該減額措置を受けようとする場合の申告に関する規定を定めるものであります。

続きまして、本ページから次のページにかけての(3)軽自動車税に関する改正であります。

まず、①グリーン化特例(軽課)の2年延長として、燃費性能等の優れた新車の軽自

動車について、取得した日の翌年度分の税率を軽減する特例措置について、対象範囲を見直した上でその特例措置を2年間延長するものであります。対象範囲につきましては、お示ししておりますように、50%軽減の区分では2020年度燃費基準より30%以上燃費性能のよいものに、25%の軽減区分では、同じく2020年度燃費基準より10%以上燃費性能のよいものに、それぞれ見直しを行うものであります。

次に、②不正行為に起因し納付不足額が発生した場合の賦課徴収の特例であります。自動車製作者等の不正行為に起因して軽自動車税の納付不足額が発生した場合について、当該自動車製作者等が納付不足額を納める義務があるものとするものであります。

また、(4) その他法令の改正による条文整理等所要の改正として、地方税法の一部改正等に伴い同法を引用する条項に係る条文整理等所要の改正を行ったものであります。

最後に、施行期日であります。平成29年4月1日から施行するものであります。ただし、市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の課税標準の特例の規定については都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から、また、軽自動車税のグリーン化特例の延長に伴う付則第5条による斑鳩町町税条例の一部を改正する条例（平成29年3月斑鳩町条例第6号）の改正規定につきましては公布の日から、それぞれ施行させていただくものであります。

以上が、改正の内容でございます。なお、条例本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきますが、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回の町税条例の改正なんですけども、基本的には軽減措置を延長するという項目ですので、悪いものではないのかなというふうに思っていますけども、ちょっとそれぞれの項目の内容についてわからない部分があるので、まずそれについてお尋ねしたいと思います。まず、(1)の①ですね、肉用牛の売却によるものということで、これ、内容はどういうものになるんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 肉用牛の売却についての特例措置の概要についてでございますが、農業を営む個人等が肉用牛を家畜市場、中央卸売市場等で売却するなど一定の条件を満たす肉用牛で、売却額が1頭当たり100万円未満のものについて、年間1,5

00頭まで住民税を免除するものでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） これは、斑鳩町で対象となる案件というのがあるんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 本町では、対象となるものはございません。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら、次、②のほうですね。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合ということですが、これも譲渡する内容ですね、というのはどういうものになっているんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 本特例の概要につきましては、国・地方公共団体への土地の譲渡、開発許可を受けて行う宅地造成区域内の土地の譲渡等をされた場合の長期譲渡所得、いわゆる5年以上の部分でございますが、これについて、一般譲渡の20%の税率を、2,000万円以下の譲渡所得の部分について軽減するものでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） これについては、これから売らはる人がどれぐらいっていうのはわかりませんが、例えば昨年度であれば、対象となるもの、案件があったんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 平成28年度におきましては、1名の方がその適用を受けておられます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうすると、影響金額ですね、っていうのは、どれぐらいなんですかね。

○議長（中西和夫君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 減税額で申しますと、12万円となります。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） まだいくつか聞いていきますけども、それぞれの項目ですね、で斑鳩町内で対象となる案件があるのかどうか、あるのでしたら件数が何件になるのかっていうのと、影響金額はいくらになるのかっていうのと、斑鳩町が減収になる分ですね、これらは全て国のほうで補填してくれるのかどうか、先、ちょっとそれ、お聞きしたい

と思います。

○議長（中西和夫君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） まず初めに、減収の影響額の補填につきまして申しあげますと、これにつきましては、いわゆる地方交付税の中で基準財政収入額にその影響額を措置されまして、いわゆる75%ですね、その部分については国のほうで軽減影響として算入されることとなっております。

それぞれの影響額でございますが、まず初めに固定資産税に係る部分で申しますと、影響する部分につきましては、先ほど申しあげた部分と、それと耐震改修と省エネ改修の軽減措置の拡充に伴う部分、これについて影響が生じてまいります。その影響額なんですけれども。すみません、申しわけないです。平成20年4月1日以前から所在する一定の住宅のうち、人の居住の用に供する部分について、平成30年3月1日までの間に、次の要件ですね、要件としましては、税額の3分の1の軽減するものでございまして、これまでには適用する実績はございませんでした。ただ、改修によりましては、そういったことが生じる場合もございます。

また、耐震の改修を行った住宅の場合ですけれども、これにつきましては、平成28年度で1戸、戸数にして1戸、軽減額で7,000円となっております。

続きまして、グリーン化特例の2年の延長でございますが、これにつきましては、平成28年度課税に係る対象自動車実績から試算してみますと、台数にして約160台、軽減額にして54万円程度軽減されることとなります。

すみません、平成28年度実績で申しあげますと、264台、97万7,400円の軽減がございました。以上でございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ちょっとまとめて言うていただいたんですけども、被災住宅等については対象ないっていうのはわかりますけども、家庭的保育事業等のものも対象ないっていうことよろしいですかね。

○議長（中西和夫君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） その部分につきましても、今のところ、対象の適用となるものはございません。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） もう1点ですね、ちょっとよくわからなかったんですけども、市民緑地の用に供する土地に係る分ですね、これは、市民緑地の用に供する土地に係る

固定資産税。この法律等、今回改正される場合の対象となる内容ですね、を教えてくださいませんか。

○議長（中西和夫君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 今回の市民緑地等に関する部分なんですけれども、これは、これまで、いわゆる都道府県知事の権限となっておったものが、市町村長の権限で指定されるということとなっております。また、具体的なその要件といたしましては、都市区域内での300平米以上の土地につきまして、所定の手続きを経た後、市町村長が指定し、計画を提出・承認した上でなるものでございます。また、これまで、奈良県におきましては、この実績はないというふうに聞いているところでございます。以上です。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ちょっと、あんまり担当でないので、ここで深くまで聞きませんが、その300平方メートル以上の土地ですね、が、どういうふうに対象になるってということなんですか。

○議長（中西和夫君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） この法律の改正の背景につきましては、都市における空き地等、それらを公園等にできないかどうかという背景がございました。そうした中で、これまで、いわゆる企業等もそういったものに入っておらなかったんですけども、広くそういったものに供してその推進を図ってまいろうというふうに、国では考えられたものでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ちょっとわかりにくかったんですけど、平たく言うと、空き地等の活用について、民間企業にも参入もいただいて活用していこうと。特に公園で整備していこうというこの法律が整備されたというふうに理解したいと思いますので、これについては、今後、斑鳩町でもしっかり活用していただけるようにしたいなというふうに思います。

それと、グリーン化特例のところですね、自動車の分で、平成27年度の数字ということによっていただきましたけども、これ、区分が拡大されていますね。これによって対象が変わると思うんですけども、平成28年度は先ほど言っていただきましたけども、この改正後の対象というのはどういうふうになるんですか。

○議長（中西和夫君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 改正後の対象の、まず初めに台数なんですけども、現時点で

は160台程度、影響額といたしましては54万円。対象が、具体的には158台、金額にして54万円程度軽減されるものと見込んでおります。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この区分が拡大されたことによって、実際、対象の台数等については減ってしまっているんですけども、軽減の延長ということによってさらに排ガス規制をしていくということについては進めるべきものかなというふうに思いますので、これについては、また住民の皆さんの声をしっかり聞きながら判断していきたいなというふうに思います。

それと、その②のところですね、「不正行為に起因し」というのは、これはどういうことを言うているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） いわゆるこの前ございました三菱自動車に係る、いわゆる燃費性能の不正ですね、これにつきまして、いわゆる自動車製造者がその納税義務を負うというものでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしますと、三菱の自動車を買って住民さんが納めていただいている自動車税の不足分を、その会社が負うということになるということですね。

わかりました。以上で結構です。

○議長（中西和夫君） これをもって、承認第1号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、満場一致で承認いたされました。

次に、日程5．承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて
（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成29年5月8日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読をさせていただきます。

斑専第2号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

斑鳩町長 小城 利重

それでは、本条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿いまして、説明を申し上げたいと存じます。

さきの承認第1号と同様に、本条例の一部改正は、平成29年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例について速やかに整備する必要があったことから専決処分をさせていただきましたものであります。

主な改正の内容であります。

まず、（1）企業主導型保育事業の用に供する固定資産税に係る課税標準の特例とし

て、町税条例の改正における固定資産税の特例措置と同様に、企業主導型保育事業の用に供する固定資産税に係る都市計画税について、引き続き当該政府の補助を受けている場合に限り、補助開始日から5年度間、課税標準を2分の1とするものであります。

次に、(2) 市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例であります。本特例措置につきましても、固定資産税と同様、緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成31年3月31日までの間に設置した市民緑地の用に供する土地に係る都市計画税について、設置から3年度間、課税標準を3分の2とするものであります。

また、(3) その他法令の改正による条文整理等所要の改正として、特例措置を新たに規定することによる項ずれ及び地方税法の一部改正等に伴う同法を引用する条項に係る条文整理等の所要の改正を行ったものであります。

最後に、施行期日であります。平成29年4月1日から施行するものであります。ただし、市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の課税標準の特例規定につきましては、都市緑地法等の一部改正する法律の施行の日から施行させていただくものでございます。

以上が、改正内容でございます。なお、条例本文及び、新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきますが、よろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、承認第2号に関する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、満場一致で承認いたされました。

次に、日程6．承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村生活環境部長。

○生活環境部長(植村俊彦君) 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)につきまして、説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成29年5月8日 提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、次のページの専決処分書を朗読いたします。

斑専第3号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

斑鳩町長 小城 利重

それでは、条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿って、説明申しあげたいと存じます。

平成29年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布、同年4月1日から施行されることとなったことから、斑鳩町国民健康保険税条例について所要の改正を行ったものであり、この条例を平成29

年4月1日に施行するため、専決処分を行ったものでございます。

改正の内容についてでございますが、国民健康保険税の均等割及び平等割の軽減判定の所得基準額を引き上げるものでございます。具体的には、表にございますように、5割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を26万5,000円から27万円に、2割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を48万円から49万円に、それぞれ引き上げることによりまして、対象要件を緩やかにするというものでございます。

次に、試行期日等でございますが、平成29年4月1日から施行することとし、平成29年度以後の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。なお、本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきますが、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） これについては、ほぼ、この間、毎年行われておりまして、低所得者対策として悪いものではないというふうに思っていますが、影響金額と、またですね、減収分となった財政措置について、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 今回の改正の影響金額につきましては、平成27年中の所得、28年度課税ベースで試算をいたしますと、2割軽減では、17世帯38人で約29万円、5割軽減につきましては、6世帯10人で約40万6,000円の保険税、国保税が軽減されるということになります。これの財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町の一般会計で4分の1負担するというところでございます。

○議長（中西和夫君） これをもって、承認第3号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、満場一致で承認いたされました。

次に、日程7. 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩

町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成29年5月8日 提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読をさせていただきます。

斑専第4号

専決処分書

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

斑鳩町長 小城 利重

それでは、本条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿って、ご説明申し上げたいと存じます。

非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令が平成29年3月29日に改正され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例について速やかに整備する必要があったことから、専決処分をさせていただいたものであります。

主な改正内容につきましては、損害補償基礎額の加算額の改定となります。損害補償基礎額の加算額につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において一般職の職員の給与に関する法律に基づく扶養手当の支給額を基に定められており、扶養額の改定内容に準じ、同政令が改正されたものでございます。

この改正内容に準じて、本条例において補償基礎額の加算額を改定するものであり、現行433円の配偶者に係る補償基礎額の加算額を333円に引き下げ、また、現行217円の子に係る補償基礎額の加算額を267円に引き上げる改正を行うものであります。

次に、試行期日についてでございますが、平成29年4月1日から施行するものでございます。また、経過措置として、施行日となる平成29年4月1日以後に支給すべき事由の生じた同日以降の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によることとしております。

以上が、改正内容でございます。なお、条例本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきますが、よろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、承認第4号に関する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

承認第4号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、満場一致で承認いたされました。

次に、日程8．承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) それでは、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

承認第5号

町長専決処分について承認を求めることについて

(平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成29年5月8日 提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読をさせていただきます。

斑専第5号

専決処分書

平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

斑鳩町長 小城 利重

それでは、補正予算の予算に関する説明書に沿いまして、ご説明を申しあげたいと存じます。

恐れ入りますが、補正予算書の4ページをお開きください。

初めに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、職員の

退職に伴う職員退職手当負担金 3,914万5,000円について増額補正をさせていただいたものでございます。

また、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正に要する財源として3,914万5,000円を充当させていただいたものであります。

このたびの積算誤りにつきましては、確認が行えなかったことから生じたものでございまして、このことにつきましては、全職員が重く受け止め、認識し、二度と起こさないよう十分注意してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）

平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正する。

2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決

斑鳩町長 小城 利重

以上で、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回、あつてはならないこうした間違いがあったわけなんですけども、そもそもですね、3月の定例会のときに、退職者数ですね、何名分で、金額、本来であればいくらの補正を組むべきであったのか、そのことについて、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 負担金といたしましては、12名分を計上せねばならないところでございました。金額で見ますと、5,869万4,803円となります。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしますと、今回、補正組む差額が3月定例会のときに増額した金額というふうになりますけども、その金額っていうのは、何でそういうふうの問題が生じたのか、何人か分しかあげていなかったのか、単純に、全然関係なしに計算間違いでそうなったのか、その原因っていうのは何なんですか。

○議長（中西和夫君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 今回の誤りにつきましては、単純に縦計算の計算誤りということが判明しております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしますと、理解としては、本来12人分を計上しないといけなかったうちの何人分しか計上していなかったっていうわけじゃなくて、12人分を計上するうちの金額が間違っていたというふうに理解したらよろしいんですね。

これについては、今後、間違いが起こらないようにということで部長のほうからもおっしゃっていただいていますけども、それについては、どういう体制をとって改善をしていこうと考えておられるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） そもそも式計算につきましては、担当のほうに再度、それに当たるときに再度確認するとともに、また、それが起案として当たる場合には、各人が検算をして対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ちょっとその内部のことなので、説明していただいてももうひとつよくわからなかったんですけども、やはりチェックを二重にしていく、必要であれば三重にしていくという体制をとっていくということでは改善できないかなというふうに思いますので、やはり、今後二度とこういう間違いのないようお願いをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） これをもって、承認第5号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第5号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については、満場一致で承認いたされました。

次に、日程 9. 報告第 3 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 29 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第 3 号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、報告第 3 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 29 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）について）につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

報告第 3 号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（平成 29 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）について）

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

平成 29 年 5 月 8 日 提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第 6 号

専決処分書

平成 29 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）について

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 4 月 19 日

斑鳩町長 小城 利重

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に沿いまして、ご説明を申しあげたいと

存じます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、歳入予算の補正であります。

第20款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、消防団員3名が退団されたことから、消防団員退職報償金受入金130万7,000円について増額補正をさせていただきます。

続きまして、歳出予算の補正であります。

6ページをお願いいたします。

第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、消防団員の退団に伴う退職報償金130万7,000円について増額補正をさせていただきます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）

平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,307千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,001,307千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年4月19日専決

斑鳩町長 小城 利重

以上で、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）の説明とさせていただきます。ご理解を賜りましてご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、報告第3号に関する質疑を終結いたします。

報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を終わります。

ここで、副議長と交替いたしますので、暫時休憩をいたします。

(午前 10 時 54 分 休憩)

(午前 10 時 55 分 再開)

○副議長（伴吉晴君） 再開いたします。

ただいま、中西議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程 1 として、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職許可についてを日程に追加し、追加日程 1 として、日程の順序を変更し、先に審議することと決しました。

それでは、追加日程 1. 議長辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、中西議員の退場を求めます。

(中西議員 退場)

○副議長（伴吉晴君） 議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

真弓議会事務局長。

○議会事務局長（真弓啓君） それでは、私のほうから、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願

私は、このたび議会の申し合わせにより、議長の職を辞したいので、地方自治法第 108 条の規定により許可くださるようお願いいたします。

平成 29 年 5 月 8 日

斑鳩町議会議長

中西 和夫

斑鳩町議会副議長

伴 吉晴様

以上でございます。

○副議長（伴吉晴君） お諮りいたします。

議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職については、満場一致で許可いたしました。

中西議員の入場を求めます。

（中西議員 着席）

○副議長（伴吉晴君） 中西議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました議長辞職許可については、満場一致で許可いたしました。

議長の辞職の挨拶をお受けいたします。

9番、中西議員。

○9番（中西和夫君） それでは、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

議員皆様初め、理事者の皆様方におかれましては、この2年間、議会運営に対しましてご協力いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、大過なく議長の職を務めさせていただきました。本当に心からお礼を申し上げますとともに、感謝を申し上げたいというふうに思います。

この2年間におきまして、私も県の議長会のほうにも出させていただき、そちらのほうでもいろいろと、いろいろな経験をさせていただきました。これからもこの経験を基にして、また一議員として頑張っていきたいと思いますので、これからも皆様方、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりましたけども、皆様方にこの2年間お世話になりましたことを改めてお礼を申し上げ、簡単ではございますけども、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長（伴吉晴君） 中西議員におかれましては、議長として議会運営にご尽力いただきましたこと、ここに、副議長として、議会を代表して感謝申し上げます。ありがとうございました。

ただいまの議決により、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長選挙についてを日程に追加し、追加日程2として、日程の順序を変更し、先に議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議長選挙についてを日程に追加し、追加日程2として、日程の順序を変更し、先に議題とすることと決しました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 00 分 休憩)

(午前 11 時 10 分 再開)

○副議長（伴吉晴君） 再開いたします。

それでは、追加日程 2. 議長選挙についてを議題とし、これより選挙を行います。

議長選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口の閉鎖をいたします。

(議場閉鎖)

○副議長（伴吉晴君） ただいまの出席議員は、13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、1 番、宮崎議員、2 番、小林議員を指名いたします。両議員には、よろしくお願いいたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○副議長（伴吉晴君） 投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(配布漏れなし)

○副議長（伴吉晴君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長（伴吉晴君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○副議長（伴吉晴君） 投票漏れはございませんか。

(投票漏れなし)

○副議長（伴吉晴君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

宮崎議員、小林議員の立会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○副議長（伴吉晴君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、伴議員 11 票、木澤議員 2 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4 票であります。よって、私、伴が当選いたしました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖を解く）

○議長（伴吉晴君） 一言ご挨拶させていただきます。

今、非常に皆さんの推挙をいただきまして、当選させていただき、身の引き締まる思いで、今、おります。今後は、斑鳩町のため、また住民の福祉向上のために努力していきたいと思っております。そのためには、皆様のご協力・ご指導なければとってできません。ひとつよろしく、今後ともよろしく申し上げます。

簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしく申し上げます。

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 20 分 休憩）

（午前 11 時 21 分 再開）

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

ただいまの議長選挙の結果により、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程 3 として、日程の順序を変更し、先に議題とすることにご異議ございませんか。

12 番、木澤議員。

○12 番（木澤正男君） 進行表のとおりに進めますと、議長章の授与がありますけど、それが抜けていますので、それを先に行うべきじゃないですかね。

○議長（伴吉晴君） 不慣れなもので、申しわけないです。

（議長章授与）

○議長（伴吉晴君） 申しわけございませんでした。

ただいまの議長選挙の結果により、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程 3 として、日程の順序を変更し、先に

議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程3として、日程の順序を変更し、先に議題とすることと決しました。

それでは、追加日程3. 副議長選挙についてを議題とし、これより選挙を行います。

副議長選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(伴吉晴君) ただいまの出席議員は、13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、3番、中川議員、4番、小村議員を指名いたします。両議員には、よろしくお願いいたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(伴吉晴君) 投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(配布漏れなし)

○議長(伴吉晴君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(伴吉晴君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(伴吉晴君) 投票漏れはございませんか。

(投票漏れなし)

○議長(伴吉晴君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

中川議員、小村議員の立会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○議長(伴吉晴君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票13票、無効投票0票。

有効投票のうち、宮崎議員3票、坂口議員8票、濱議員2票。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、4票であります。よって、坂口議員が当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○議長(伴吉晴君) ただいま副議長に当選されました坂口議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

坂口議員より、当選の承諾及び就任の挨拶をお願いいたします。

10番、坂口議員。

○10番(坂口徹君) このたび、皆様方にご推挙いただきまして、副議長の要職につかせていただくことになりました。どうもありがとうございます。

今後は、伴議長のもと、斑鳩町議会発展のため努力してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) ありがとうございます。

次に、日程10. 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時32分 休憩)

(午後 0時10分 再開)

○議長(伴吉晴君) 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

総務常任委員会委員に、嶋田議員、奥村議員、宮崎議員、小林議員、小村議員、木澤議員。厚生常任委員会委員に、小林議員、平川議員、中川議員、中西議員、濱議員、奥村議員。建設水道常任委員会委員に、井上議員、小村議員、中川議員、中西議員、坂口議員、木澤議員。広報発行常任委員会委員に、濱議員、坂口議員、宮崎議員、平川議員、嶋田議員、井上議員をそれぞれ指名いたします。

日程 10. 常任委員会委員の選任については、ただいま指名のとおり各委員会の委員を選任することと決定いたしました。各委員会委員の皆様には、よろしくお願いいたします。

次に、日程 11. 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましても、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に、木澤議員、小村議員、小林議員、平川議員、嶋田議員、中西議員、奥村議員を指名いたします。

日程 11. 議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり委員を選任することと決定いたしました。委員の皆様には、よろしくお願いいたします。

次に、日程 12. 議長報告について、ただいまから議長報告を行います。

議長報告につきましては、事務局長から報告させます。

真弓議会事務局長。

○議会事務局長(真弓啓君) それでは、報告いたします。

初めに、(1) 常任委員会正副委員長互選結果についてであります。

総務常任委員会委員長に嶋田議員、副委員長に奥村議員、厚生常任委員会委員長に小林議員、副委員長に平川議員、建設水道常任委員会委員長に井上議員、副委員長に小村議員、広報発行常任委員会委員長に濱議員、副委員長に坂口議員であります。

次に、(2) 議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。

議会運営委員会委員長に木澤議員、副委員長に小村議員であります。

以上でございます。

○議長(伴吉晴君) ただいま事務局長から報告をさせましたとおりであります。

議員皆様には、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） 平成29年第2回町議会臨時会の閉会に当たりまして、挨拶を申しあげます。

本日は、斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（斑鳩まほろば宣言・斑鳩まほろば行動宣言）の制定についてなど、9議案を提出させていただいたところ、いずれの議案につきましても原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝申しあげますとともに、厚くお礼を申しあげます。

なお、ゼロ・ウェイスト宣言の関係につきましては、5月28日の日曜日に中央体育館において、ゼロ・ウェイストフェスティバルの開催を予定しております。本イベントの開催を通じて、町民の皆様方に宣言内容の周知とともに機運の醸成を図ってまいりたいと考えておりますので、議員皆様方におかれましては、ご参加賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日は、今後の議会運営にかかわります、正副議長を初め、各常任委員会等の委員を選出いただき、まことにありがとうございました。

伴議長、坂口副議長、中川監査委員、各常任委員の皆さんにおかれましては、何とぞよろしくお願いいたします。

今後とも、諸施策の推進に当たりまして、何とぞ一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） これをもって、平成29年第2回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午後0時16分 閉会）